

研究機構 研究推進室
令和6年度（令和5年度業績分）教員活動評価実施要領

1. 趣旨

この要領は、「埼玉大学における教員活動評価の基本方針」（以下「基本方針」という。）及び「埼玉大学における教員活動評価実施要項」（以下「実施要項」という。）5. に基づき、研究推進室専任教員（テニユアトラック教員を含む）における教員活動評価の実施に関し、必要な事項を定めた。

2. 評価項目

（1）教育活動

- a. 講義・演習・実験等を適切に行ったか
- b. 研究指導を適切に行ったか
- c. 教育の内容・方法についての工夫・改善への取り組みを適切に行ったか
- d. その他の教育活動で特筆すべきことがあるか

（2）研究・開発に関する業績・活動

- a. 研究・開発において成果を挙げたか
- b. 研究・開発の活動を積極的に行っているか
- c. その他の研究・開発活動で特筆すべきことがあるか

（3）大学運営への貢献

- a. 全学・研究科研究部・研究科教育部・学部・学科の各種委員の活動を行ったか
- b. その他の大学運営への貢献で特筆すべきことがあるか

（4）社会への貢献

- a. 国際的なものを含め学会活動・学術上の社会活動を行ったか、あるいは、公的審議会・委員会への貢献があるか
- b. その他の社会への貢献で特筆すべきことがあるか

3. 各評価項目の職種別到達基準

教員個人の作成した前年度の教員活動報告書を基に、次表の基準で職種毎に評価する。次表において記号は、AP:准教授、A:助教を対象とする基準であることを意味する。これらの記載がない基準は全ての職種に共通の基準とする。3点の基準と1点の基準を同時に満たす場合は、2点とする。

評価項目	3点の基準	2点	1点の基準
(1)a	学生による授業評価が極めて優れている。	Default 値	学生による授業評価が極度に悪い。
(1)b	AP:修士を多数指導した。	Default 値	学生の指導を怠った。
(1)c	教育に関して工夫・改善で高い実績を挙げた。	Default 値	工夫・改善への取り組み、次年度の目標などの記述が乏しい。
(1)d	上記に匹敵するその他の特筆すべき成果を挙げた。	Default 値	入試・教務関連で学長から処分。
(2)a	研究業績で受賞（口頭発表に対する賞等は除く）。 大規模な学会で基調講演を行った。 重要な発明をした。など	Default 値	正当な理由なく論文・著書・解説・特許などが長期間なし。
(2)b	高額の外部資金（例えば、科研費基盤(A)・若手(A)）を獲得。 大型共同研究を組織。	Default 値	研究開発成果、世界における位置づけ、中・長期研究・開発計画、次年度の目標などの記述が極めて乏しい。
(2)c	上記に匹敵するその他の特筆すべき成果を挙げた。	Default 値	研究活動上の不正行為で学長から処分。
(3)a	全学・研究科・学部の委員会委員長または WG 主査を2年務めた。	Default 値	運営面で学長から処分。
(3)b	上記に匹敵するその他の優れた成果を挙げた。	Default 値	運営面で学長から処分。
(4)a	日本学術会議登録学会の会長・理事となった。 学術雑誌の編集長などとなった。 国の審議会等の委員長となった。	Default 値	学会活動に関して不正行為があった。
(4)b	社会貢献で表彰された。上記に匹敵するその他の優れた成果を挙げた。	Default 値	社会における不正で学長から処分。

4. 備考

- (1) 実施要項3.(4)で言及している「領域評価」は行わない。
- (2) 基本方針5.で言及している「5年間の実績」は対象としない。
- (3) 研究機構長は、教員活動評価の実施に当たり、各教員に対し、活動報告書に記載できなかった事項（休職、在外研究員、海外研修の個人的事情、あるいは、大学入試センター教科専門委員や学内入試問題作成委員等）を研究機構長宛親展学内便で提出するよう要請するものとする。また、活動報告書に記載された事項に疑問がある場合、当該教員の意見を聴取する場合がある。
- (4) 研究機構長は教育研究活動等を活性化するため、評価結果を活用するものとする。

研究機構 オープンイノベーションセンター
令和6年度（令和5年度業績分）教員活動評価実施要領

1. 趣旨

この要領は、「埼玉大学における教員活動評価の基本方針」（以下「基本方針」という。）及び「埼玉大学における教員活動評価実施要項」（以下「実施要項」という。）に基づき、オープンイノベーションセンター（以下「センター」という。）専任教員における教員活動評価の実施に関し、必要な事項を定める。

2. 評価領域・評価項目

(1) 大学運営への貢献

- a. 企業等との共同研究・開発等に関するマッチング活動等を推進したか。
- b. 知的財産と技術移転関連業務を推進したか。
- c. 大学の研究成果などの広報活動を行ったか。
- d. その他の特記すべき活動を行ったか。

(2) 社会への貢献

- a. 大学と社会との連携活動を推進したか。
- b. 産学官連携協議会等社会への貢献活動を積極的に推進したか。
- c. その他の特記すべき活動を行ったか。

(3) 教育活動等

- a. 教育活動に参加し、教育の充実を図ったか。
- b. その他の特記すべき成果を挙げたか。

3. 到達基準

教員の作成した教員活動報告書をもとに、次表の基準で評価する。

評価項目	3点の基準	2点	1点の基準
(1) a	技術相談、研究室訪問、イベント参加等によりマッチング活動を推進した	Default 値	マッチング活動を推進していない
(1) b	知的財産と技術移転関連業務を積極的に推進した	Default 値	知的財産・技術移転関連業務を行っていない
(1) c	活発な広報活動を行った	Default 値	研究成果の広報活動には参加していない
(1) d	上記に匹敵するその他の特記すべき大学運営への貢献をした	Default 値	大学運営を妨げるような行為があった
(2) a	企業等の訪問を活発に行った	Default 値	企業訪問等を一度も行っていない
(2) b	産学官連携協議会の活動を積極的に行い、外部の評価が上がった	Default 値	協議会の活動が後退し、外部の評価が下がった
(2) c	上記に匹敵する特筆すべき社会への貢献活動を行った	Default 値	反社会的な活動を行った
(3) a	優れた教育活動を行った	Default 値	教育活動を行っていない
(3) b	上記に匹敵する特筆すべき成果を挙げた	Default 値	教務関連で学長から処分を受けた

4. 備考

- (1) 実施要項3.(4)で言及している「領域評価」は行わない。
- (2) 基本方針4.(3)で言及している「個人評価委員会(教員評価委員会)」は設置しない。
- (3) 基本方針5.で言及している「5年間の実績」は対象としない。
- (4) 研究機構長またはセンター長は、教員活動評価の実施に当たり、各教員に対し、活動報告書に記載できなかった事項をセンター長宛に提出するよう要請するものとする。また、活動報告書に記載された事項に疑問がある場合、当該教員の意見を聴取する場合がある。
- (5) センター長はセンターの活動を活性化するため、評価結果を活用するものとする。

研究機構 科学分析支援センター
令和6年度（令和5年度業績分）教員活動評価実施要領

1. 趣旨

この要領は、「埼玉大学における教員活動評価の基本方針」（以下「基本方針」という。）及び「埼玉大学における教員活動評価実施要項」（以下「実施要項」という。）5. に基づき、科学分析支援センター（以下「センター」とする）専任教員における教員活動評価の実施に関し、必要な事項を定めた。

2. 評価項目

（1）教育活動

- a. 講義・演習・実験等を適切に行ったか
- b. 研究指導を適切に行ったか
- c. 教育の内容・方法についての工夫・改善への取り組みを適切に行ったか
- d. その他の教育活動で特筆すべきことがあるか

（2）研究・開発に関する業績・活動

- a. 研究・開発において成果を挙げたか
- b. 研究・開発の活動を積極的に行っているか
- c. その他の研究・開発活動で特筆すべきことがあるか

（3）大学運営への貢献

- a. 全学・研究科研究部・研究科教育部・学部・学科の各種委員の活動を行ったか
- b. センターの各種委員会、セミナー、講習会等の活動を行ったか
- c. センターの施設・設備・機器のガイダンス、維持管理の活動を行ったか
- d. その他の大学運営への貢献で特筆すべきことがあるか

（4）社会への貢献

- a. 国際的なものを含め学会活動・学術上の社会活動を行ったか、あるいは、公的審議会・委員会への貢献があるか
- b. その他の社会への貢献で特筆すべきことがあるか

3. 各評価項目の職種別到達基準

教員個人の作成した前年度の教員活動報告書を基に、次表の基準で職種毎に評価する。次表において記号は、P:教授、AP:准教授・講師、A:助教を対象とする基準であることを意味する。これらの記載がない基準は全ての職種に共通の基準とする。3点の基準と1点の基準を同時に満たす場合は、2点とする。

評価項目	3点の基準	2点	1点の基準
(1)a.	学生による授業評価が極めて優れている。	Default 値	学生による授業評価が極度に悪い 正当な理由なく担当科目が2年間なし。
(1)b.	AP:3年間で修士を多数出した。	Default 値	AP:長年にわたり、修士を出していないなど、学生の指導を怠った。
(1)c.	教育に関して工夫・改善で高い実績を挙げた。	Default 値	工夫・改善への取り組み、次年度の目標の記述が乏しい。
(1)d.	上記に匹敵するその他の特筆すべき成果を挙げた。	Default 値	入試・教務関連で学長から処分。
(2)a.	研究業績で受賞(口頭発表に対する賞等は除く)。 大規模な学会で基調講演を行った。 重要な発明をした。など	Default 値	正当な理由なく論文・著書・解説・特許などが長期間なし。
(2)b.	高額的外部資金(例えば、科研費基盤(A)・若手(A))を獲得。 大型共同研究を組織。	Default 値	研究開発成果、世界における位置づけ、中・長期研究・開発計画、次年度の目標などの記述が極めて乏しい。
(2)c.	上記に匹敵するその他の特筆すべき成果を挙げた。	Default 値	研究活動上の不正行為で学長から処分。
(3)a.	管理職を2年務めた。 全学・研究科・学部の委員会委員長またはWG主査を2年務めた。	Default 値	P、AP:正当な理由なく各種委員を2年間担当しなかった。
(3)b.	優れた活動が評価された。	Default 値	運営面で学長から処分。
(3)c.	優れた活動が評価された。	Default 値	運営面で学長から処分。
(3)d.	優れた活動を行なった。	Default 値	運営面で学長から処分。

(4)a.	日本学術会議登録学会の 会長・理事となった。 学術雑誌の編集長など となった。 国の審議会等の委員長と なった。	Default 値	学会活動に関して不正行為があっ た。
(4)b.	社会貢献で表彰された。上 記に匹敵するその他の優 れた成果を挙げた。	Default 値	社会における不正で学長から処 分。

4. 備考

- (1) 実施要項3.(4)で言及している「領域評価」は行わない。
- (2) 基本方針4.(3)で言及している「個人評価委員会(教員評価委員会)」は設置しない。
- (3) 基本方針5.で言及している「5年間の実績」は対象としない。
- (4) 研究機構長またはセンター長は、教員活動評価の実施に当たり、各教員に対し、活動報告書に記載できなかった事項(休職、在外研究員、海外研修の個人的事情、あるいは、大学入試センター教科専門委員や学内入試問題作成委員等)をセンター長宛親展学内便で提出するよう要請するものとする。また、活動報告書に記載された事項に疑問がある場合、当該教員の意見を聴取する場合がある。
- (5) センター長は教育研究活動等を活性化するため、評価結果を活用するものとする。例えば、教員勤務実績評価に評価結果の一部を活用する。

研究機構 社会変革研究センター
令和6年度（令和5年度業績分）教員活動評価実施要領

1. 趣旨

この要領は、「埼玉大学における教員活動評価の基本方針」（以下「基本方針」という。）及び「埼玉大学における教員活動評価実施要項」（以下「実施要項」という。）5. に基づき、社会変革研究センター専任教員における教員活動評価の実施に関し、必要な事項を定めた。

2. 評価項目

（1）教育活動

- a. 講義・演習・実験等を適切に行ったか
- b. 研究指導を適切に行ったか
- c. 教育の内容・方法についての工夫・改善への取り組みを適切に行ったか
- d. その他の教育活動で特筆すべきことがあるか

（2）研究・開発に関する業績・活動

- a. 研究・開発において成果を挙げたか
- b. 研究・開発の活動を積極的に行っているか
- c. その他の研究・開発活動で特筆すべきことがあるか

（3）大学運営への貢献

- a. 全学・研究科研究部・研究科教育部・学部・学科の各種委員の活動を行ったか
- b. その他の大学運営への貢献で特筆すべきことがあるか

（4）社会への貢献

- a. 国際的なものを含め学会活動・学術上の社会活動を行ったか、あるいは、公的審議会・委員会への貢献があるか
- b. その他の社会への貢献で特筆すべきことがあるか

3. 各評価項目の職種別到達基準

教員個人の作成した前年度の教員活動報告書を基に、次表の基準で職種毎に評価する。次表において記号は、AP:准教授、A:助教を対象とする基準であることを意味する。これらの記載がない基準は全ての職種に共通の基準とする。3点の基準と1点の基準を同時に満たす場合は、2点とする。

評価項目	3点の基準	2点	1点の基準
(1)a	学生による授業評価が極めて優れている。	Default 値	学生による授業評価が極度に悪い。
(1)b	AP:修士を多数指導した。	Default 値	学生の指導を怠った。
(1)c	教育に関して工夫・改善で高い実績を挙げた。	Default 値	工夫・改善への取り組み、次年度の目標などの記述が乏しい。
(1)d	上記に匹敵するその他の特筆すべき成果を挙げた。	Default 値	入試・教務関連で学長から処分。
(2)a	研究業績で受賞（口頭発表に対する賞等は除く）。 大規模な学会で基調講演を行った。 重要な発明をした。など	Default 値	正当な理由なく論文・著書・解説・特許などが長期間なし。
(2)b	高額の外部資金（例えば、 科研費基盤(A)・若手(A)） を獲得。 大型共同研究を組織。	Default 値	研究開発成果、世界における位置づけ、中・長期研究・開発計画、次年度の目標などの記述が極めて乏しい。
(2)c	上記に匹敵するその他の特筆すべき成果を挙げた。	Default 値	研究活動上の不正行為で学長から処分。
(3)a	全学・研究科・学部の委員会委員長または WG 主査を2年務めた。	Default 値	運営面で学長から処分。
(3)b	上記に匹敵するその他の優れた成果を挙げた。	Default 値	運営面で学長から処分。
(4)a	日本学術会議登録学会の会長・理事となった。 学術雑誌の編集長などとなった。 国の審議会等の委員長となった。	Default 値	学会活動に関して不正行為があった。
(4)b	社会貢献で表彰された。上記に匹敵するその他の優れた成果を挙げた。	Default 値	社会における不正で学長から処分。

4. 備考

- (1) 実施要項3.(4)で言及している「領域評価」は行わない。
- (2) 基本方針5.で言及している「5年間の実績」は対象としない。
- (3) 研究機構長は、教員活動評価の実施に当たり、各教員に対し、活動報告書に記載できなかった事項（休職、在外研究員、海外研修の個人的事情、あるいは、大学入試センター教科専門委員や学内入試問題作成委員等）を研究機構長宛親展学内便で提出するよう要請するものとする。また、活動報告書に記載された事項に疑問がある場合、当該教員の意見を聴取する場合がある。
- (4) 研究機構長は教育研究活動等を活性化するため、評価結果を活用するものとする。